

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

「佐藤さんゆかりの地」聖地化による関係人口増加プロジェクト

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県佐野市

### 3 地域再生計画の区域

栃木県佐野市の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

本市は、出生率の低下や若年層の東京圏への転出が顕著になっており、人口減少傾向が、今後も続くものと予想されている。人口減少に歯止めをかけるべく、様々な移住・定住施策を実施しているところであるが、目に見える効果を生み出せていない。

こういった状況が続けば、本市の地域経済の更なる停滞を招き、市域の活力低下につながる恐れがあることから、将来の移住・定住の促進に結びつく、交流人口や関係人口の増加、とりわけ、一過性の交流人口の先にある、地域と多様に関わることができる「関係人口」の増加を目指す必要がある。

「関係人口」を増加させるためには、地域資源を掘り起し、魅力あるものにする必要があるが、本市には、国指定史跡の唐沢山城跡や千年の歴史を誇る天明鋳物といった素晴らしい素材がありながらも、その担い手の組織基盤や財政基盤の脆弱性により、その活用が円滑に進まない状況にある。

これらの状況から、地域資源を活用する担い手の組織・財政基盤の強化を図ることによる関係人口の創出・拡大が本市の課題である。

## 4-2 地方創生として目指す将来像

### 【概要】

全国で最多の200万人いるとされている「佐藤」姓は、平安時代に佐野に居城し活躍し、平将門の乱を鎮めたとして知られる藤原秀郷をその始祖としており、「佐藤」姓の由来を「佐野の藤原」とする説が有力である。

しかしながら、藤原秀郷が築城したとされる国指定史跡の唐沢山城跡や、藤原秀郷が平将門の乱を鎮めるために鋳物師を佐野に住ませたことに始まるとされる国内で現存する最古の鋳物業の「天明鋳物」の知名度は極めて低い状況であり、その価値をまちづくりに活かしていない状況である。

そこで、全国200万人の「佐藤さん」を佐野市の関係人口に位置付け、「唐沢山城跡」と「天明鋳物」の再興を拠り所に複合的に事業を実施し、継続的な関係人口の創出・拡大と地域振興、さらには移住・定住の促進を図る。

### 【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分 1年目	2020年度増加分 2年目
佐藤さん組織の会員数(人)	0	1,000	2,000
観光入込客数(人)	8,880,000	30,000	40,000
本事業に賛同する方の寄付金、賛助金等の額(円)	0	0	2,000,000
本事業に賛同し、企業版ふるさと納税を行う意思を表明した企業・団体数(団体)	0	0	1

2021年度増加分 3年目	2022年度増加分 4年目	2023年度増加分 5年目	K P I 増加分 の累計
2,000	2,000	2,000	9,000
50,000	10,000	10,000	140,000
2,000,000	3,000,000	3,000,000	10,000,000
5	7	7	20

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】
- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

#### ① 事業主体

2に同じ。

#### ② 事業の名称

「佐藤さんゆかりの地」聖地化による関係人口増加プロジェクト

#### ③ 事業の内容

全国に200万人いるとされる「佐藤さん」を対象に、佐野市にそのルーツがあるとして「関係人口」を募る仕組みを設け、地域と継続的なつながりを持つ機会を提供する。

具体的には、知名度が低迷する唐沢山城跡と天明鋳物の再興を拠り所として、「①全国200万人の「佐藤さん」のゆかりの地である「唐沢山城跡」を聖地に位置付ける」とともに、「②伝統工芸「天明鋳物」を「佐藤さん」と同じ由緒をもつもの」として、次の事業を実施する。

- 「佐藤さん」による「佐藤さん」のための活動組織の立ち上げ
- 佐藤姓の学術的研究による「佐藤姓」と「佐野市」の関係性の強化
- 「佐藤さんのふるさと」としてのプロモーション展開による全国的認知と「佐藤さん組織」の拡大
- 「佐藤さんのふるさと」愛の深化による「ふるさと納税」の拡充や寄付金、賛助金等の確保
- 「佐藤さん関係企業」を巻き込むことによる「企業版ふるさと納税」への展開
- 「鈴木姓」発祥の地として関係人口構築に取り組んでいる和歌山県海南市と連携し、相乗効果による事業の底上げと話題性強化

これらの事業を展開していくことで、「佐藤さんのふるさと」として関係人口を獲得するとともに、「ふるさと納税」や「企業版ふるさと納税」による財源を確保し、「佐藤さん組織」の自立的運営により唐沢山城跡と天明鋳物の再興も推進する。また、こうした事業を実施し進展させていくことで、移住・定住の促進に結びつける。

#### ④ 事業が先導的であると認められる理由

##### 【自立性】

全国200万人の「佐藤さん」を対象にそのルーツをたどり、愛着を持たせる事業は、関係人口の創出を目指しており、「佐藤姓のルーツ佐野市」に愛着を持つ人材が、会費や寄付金等により自発的に継続的に関わりをもつことを目指す取り組みである。また、企業版ふるさと納税により自走する事業への発展を目指す。

##### 【官民協働】

本事業は、事業に賛同する佐藤さん個人及び佐藤さん関係企業により構成される民間団体が主体となって実施する。

行政は、団体設立に向けたサポートや情報支援、行政手続き上の支援などの側面的支援を担う。

また、事業実施に当たっては、企業版ふるさと納税を積極的に活用する。

##### 【地域間連携】

名字のルーツでまちづくりを行っている自治体との連携を図ることにより、話題性を高めることができるとともに、競争心を煽ることにより、名字のルーツである自治体へ愛着が増すなどの相乗効果が期待できる。

また、県を中心に周辺自治体と連携することにより、域内の観光交流人口の増加とその経済波及効果を期待できる。

##### 【政策間連携】

本事業は、佐藤姓のルーツを辿り、これに関わる文化、歴史の検証及び活用、地域資源の掘り起こしと活用を行うことにより、成果を発揮する事業であることから、本市の産業文化部、教育委員会、観光スポーツ部及びその関係団体との連携により、事業を円滑かつ効率的に実施し、関係

人口の創出拡大を図る。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））  
4-2の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

**【検証方法】**

毎年度9月に、外部有識者で組織される「佐野市まち・ひと・しごと創生懇談会」において、KPIの達成度や総合戦略への貢献度の検証を行い、事業改善が必要な場合は、事業主体に対し改善を求める。

**【外部組織の参画者】**

佐野商工会議所、あそ商工会、佐野青年会議所、佐野農業協同組合、佐野市観光協会、佐野公共職業安定所、宇都宮大学、佐野日本大学短期大学、佐野地区県立学校長会、足利銀行、佐野信用金庫、日本政策金融公庫佐野支店、連合栃木わたらせ地域協議会、下野新聞佐野支局、NPO法人まちづくり支援センター、町会長連合会、男女共同参画ネットワーク佐野、佐野市小中学校PTA連絡協議会

**【検証結果の公表の方法】**

検証後、速やかに市ホームページに掲載

- ⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】  
総事業費 92,474千円

- ⑧ 事業実施期間

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業  
地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで  
※ 企業版ふるさと納税との併用による事業実施期間延長適用
- ・ 法第5条第4項第2号に関する事業  
2020年4月1日から2024年3月31日まで

- ⑨ その他必要な事項

- 寄附の金額の目安  
10,000千円（2020年度～2023年度累計）

## 5-3 その他の事業

### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

#### (1) シティプロモーション情報発信事業

##### ア 事業概要

佐野市の誇るべき「魅力」を積極的・主体的に発信するとともに、マスメディアやSNS、各種広告媒体などの効果的な活用方法についても研究し、多角的な情報発信に努める。合わせて、市の「新しい魅力」「潜在的な魅力」も醸成し、効果的に発信する。

##### イ 事業実施主体

栃木県佐野市

##### ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

#### (2) 天明鋳物PR活用推進事業

##### ア 事業概要

本市が誇る「天明鋳物」のすばらしさを、多くの人に知ってもらい、本市へ足を運んでもらうため、主に首都圏の住民をターゲットに「天明鋳物」づくりを体験してもらう。

##### イ 事業実施主体

栃木県佐野市

##### ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

#### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

#### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

#### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。